

# 危険物又は有害物事前連絡表記入要領

記載欄及び（ ）内は該当事項を記入する。選択欄の場合は該当項目を○囲いする。

## 1 取扱い関係者に関する事項

- 荷主** 当該危険物の荷主（荷送人又は荷受人の氏名又は名称（会社名）の正式名
- 取扱店社** 本連絡表を作成し関係者に提出・交付手続きを行う会社（荷主または海貨業者）の名称
- 提出責任者** 取扱店社の責任者の氏名（例 担当役員、支店長等）
- 連絡責任者** 取扱い店社で本表の提出を担当する部署の責任者氏名（例 課長、所長等問合わせ先）
- 電話** 提出責任者及び連絡責任者の各連絡先

## 2 積載船舶等に関する事項

- 船会社名** 船舶の所有者又は運航者の氏名又は名称（会社名）の正式名
- 本船名** 当該危険物が積載又は取卸される船舶の船名
- 元請店社名** 当該店社の正式名称
- 蔵置場所** 当該危険物が本船の船側に直接持ち込まれる場合又は船側から直接引き取られる場合は、直行とする。  
それ以外の場合は、蔵置とし、（ ）内に場所を特定する（例 岸壁・倉庫・ヤード等の固有名称）

- 入港予定日** 当該船舶の入港予定年月日
- 仕向港又は仕出港** 積荷 ⇒ 仕向港、揚げ荷 ⇒ 仕出港、外国の場合は（ ）内に国名を記入する。
- 荷役** 積荷・揚荷の別を表示する。
- 搬入予定日** 当該危険物が積荷の場合は、本船の船側に持ち込まれる年月日  
（なお、コンテナをC Yに搬入する場合は、ゲートインの年月日）  
揚荷の場合は、本船の船側から取卸される年月日
- 当該貨物の識別情報** 輸出、輸入、内航の別及びコンテナ、B/L、ブッキングのいずれかの番号を記載する。

## 3 危険物に関する事項

- 本表でいう危険物とは、「危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）」に定められた危険物をいう。  
また、以下の記入には、危規則に基づく「船舶による危険物の運送基準等を定める告示（危告示）」別表1の各欄の内容を参照のこと。
- 国連番号** UNに続けて4桁の番号
- 品名** 別表1の「品名」欄中の日本語名/英語名に掲げた品名をそれぞれ記入する。また、品名が「その他の○○」と属性のみで表示されているものは、当該物質の専門名称を（ ）書きで付け加える。  
なお、同表によらない放射性物質等については正式な専門名称を記入する。
- 等級** 等級欄の数値を記入する。（なお、火薬類の場合はDivision ○○と表示する。）
- 隔離区分** 火薬類は該当する隔離区分記号A～Sを記入する。それ以外は非該当とする。
- 副次危険性等級** 該当の場合は副次危険性等級を記入し、それ以外は非該当を表示する。
- 容器等級** I、II、IIIのいずれかを○囲みする。なお、指亥当の場合は一を○囲みする。
- 少量危険物** 当該危険物の全部又は一部が「少量危険物」に該当する場合は該当を、非該当の場合は非該当を○囲みする。
- 微量危険物** 当該危険物の全部又は一部が「微量危険物」に該当する場合は、最下段の備考欄にその旨記入する。

<記入例> 「10 個 微量危険物に該当」

**危険物の分類・項目等** 左側縦に 1～9 が危険物の分類、右側が各分類中の項目等を示す。  
該当する分類及び項目を○囲みする。「3 引火性液体類」は (F.P. °C) に引火点を記入する

#### 4 荷の形状等

**個 数** 当該危険物の個品（容器・包装等单位毎）の個数を記入する。

コンテナ、パレットの個数ではないことに注意

**総 質 量** 荷として取り扱う当該危険物の総質量（各個品の質量（内容物＋容器・包装）の総計）

**正 味 質 量** 当該危険物の総正味質量（内容物のみの総計）

**容 積** 当該危険物の総容積を記入する。

**物理的性状** 固体、液体、気体及び物品（危険物を材料として製造された製品等）の別  
特殊例に対応するため「その他」を設けてある（以下同じ）。

**運 送 単 位** 下記区分により分類

個 品： 容器・包装のまま運送されるもの

オーバーパック： 容器に収納又は包装されたものが、箱・袋等（コンテナを除く。）に収納され、  
又は包装されたもの（パレタイズされた荷も含む。）

コ ン テ ナ： パレタイズされたものをコンテナに収納する場合も含む。

**容器・外装等** ( ) 内には、当該容器の特質等を記入

<記入例>

材 質： 鋼、アルミニウム、合板、ファイバ板、プラスチック 等、

国連勧告における危険物輸送容器分類記号： 1A1、4H2 等

総 称： 弁保護キャップ付き高圧容器 等

その他： IBC 容器、ポータブルタンク 等

(注) 「ジェリカン」は、方形又は多角形の断面形状を有する金属又はプラスチックにより作られている容器、「複合容器」は、内容器（プラスチック、ガラス、陶磁器製）の周囲を外装容器（鋼、アルミ、ファイバ等）が囲む構造の輸送用容器

#### 5 危険物の取扱いに関する事項

**危険物の危険性・有毒性・爆発性・引火性等** 当該危険物の危険性状について具体的に記載する。

**危険物取扱上の注意事項等** 上欄記載の危険性状に対し、注意及び遵守すべき事項を具体的に記入

**危険物取扱上の保護具等** 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具 等

**救急医薬品** 被災時に、医師の指示が得られるまでの間、現場での処置に用いる医薬品名

**応急処置 人体** 医師の指示を受けるまでの間に現場においてとるべき応急処置内容を具体的に記入

**貨物** 発火・漏洩・急激な反応等に対し、人体への危険を避けつつ被害を最小に止めるため対応すべき  
具体的措置

#### 6 備考

上記 1 から 5 までの他、当該危険物について特記事項ないしは補足説明等があれば記入する。